

承諾書

－ Page1 / 3 －

☆感謝料請求サポートをご依頼される方へ☆

以前の平穏な日常生活を取り戻せるよう、その最初の一步として、精一杯、文書作成業務と相談業務を通して、正当な権利を守るためのお手伝いをさせていただきます。

そのためには、いくつかの注意点がありますので、以下の内容をよく読み、ご確認ください。

1. 当事務所でサポート出来るのは、最初の内容証明から最後の示談書までの、その都度必要となる文書の作成とメール相談のみです。
弁護士ではありませんから、相手方に対する直接の電話ないし面談による請求や示談の交渉、その他、紛争への介入等は、行うことが出来ません。
2. 着手金と実費の入金、および、相談シートと契約書・承諾書が揃い次第、1通目の原案作成作業に入ります。
契約書2部のうち、1部はご自宅へ郵送にて返送しますので、自宅への郵送を希望しない場合には、1部のみご郵送下さい。
通常、翌日ないし翌営業日には1通目の原案を作成し、メールかFAXにて送信させて頂いております。
修正希望は、何度でも、遠慮なく申しつけて下さい。
作成する文書はすべて、文面にご納得を頂いてから発送をさせていただきます。
- 3 請求する相手の住所が不明な場合で、旧住所がお分かりの場合は、職権で住民票を取得して現住所を調査致します（別途、事務手数料16,200円）。
- 4 請求する相手の住所・氏名が不明な場合で、電話番号とキャリアがお判りの場合には、当事務所と業務提携している、住所・氏名を調査してくれる探偵事務所を紹介することが可能です。
- 5 業務の性質上、原案作成後のキャンセルの場合には、着手金の返還は出来ませんので、ご了承下さい。
- 6 行政書士の代理権限は、あくまで文書作成のみであり、弁護士とは違い、回答の受領権限が有しておりませんので、相手方に対して、当事務所へ回答を送付するように要求することは出来ません。
もしも、相手方へ自宅住所を知らせたくない場合や、自宅へ返信されることを避けたい場合には、別途、ご都合の良い郵便局を指定していただき、相手方へ郵便局留めで返信するように求め、直接、郵便局の窓口へ受け取りに行ってください、とといて対応することが可能ですので、お申し付け下さい。

承諾書

－ Page2 / 3 －

- 7 原則として、相すべて書面でのやり取りによって進めますので、相手方からの回答書面など、文書が届いた場合には、速やかにメールないしFAX等で送信して下さい。
当事務所に文書が届いた場合には、速やかに報告させていただきます。
メールや面談、面会その他、直接の当事者間でのやり取りの必要がある場合には、事前にご連絡をお願いします。
- 8 相手方からの回答がない場合や、相手方が請求に応じない旨の回答をしてきた場合には、業務終了となり、当然に、何等の追加費用は発生しません。
但し、郵便代実費が生じている場合のみ、別途にご負担して頂きます。
- 9 第1通目の内容証明発送から業務完了までの目安ですが、早ければ1ヶ月以内で、長くても3ヶ月以内に完結となります。
そのため、3ヶ月以内に解決とならない場合、特別な事情がなければ、業務終了とさせていただきますので、ご了承下さい。
- 10 原案の送信後、及び業務途中、1ヶ月以上何等の連絡も頂けない場合、業務打ち切りとさせて頂く場合がありますので、ご注意下さい。
- 11 当事務所のサポートで示談成立とならず、または支払いがなされない場合、着手金以外の費用は、頂きません。但し、郵便代実費のみ、ご負担をお願い致します。
- 12 成功報酬の算定においては、実費・治療費・物損・貸金その他、名目の如何を問わず、本サポート業務に関して回収ないし示談成立した金額に基づいて計算させていただきますので、ご了承下さい。
- 13 相手方から具体的に30万円以上の弁済の提示がある場合で、正当な理由なく示談を拒否されると、請求の放棄・免除とみなして、違約金を頂く場合がありますので、必ず事前にご相談下さい。
ご依頼者の方で、金額が低過ぎて示談に応じたくないという場合には、希望に応じて、業務提携している弁護士を紹介致します。
ご自身で他の弁護士に依頼される場合のみ、お手数ですが、業務終了報酬32,400円をお支払い頂きますので、ご了承下さい。
- 14 業務途中で訴訟へ移行した場合、および相手方が事実を争う等、紛争の蓋然性が高くなった場合には、業務終了とさせていただきますので、ご了承下さい。

承諾書

－ Page3 / 3 －

- 15 分割弁済での示談となった場合には、当然、成功報酬の支払いも分割で結構です。
なお、長期分割弁済での示談の場合、双方の承諾が頂ければ、希望に応じて公正証書作成手続きの代理も承ります。但し、費用・報酬は別途生じます。
- 16 もしも示談が成立する前に支払い（送金）があった場合、その時点で途中清算をお願い致します。
- 17 その他、業務委任後、終了まで、ご質問やご相談を承りますので、何なりと御座いましたら、申しつけて下さい。

以上、よろしく申し上げます。



行政書士事務所 飯田橋 **総合** オフィス
法務

〒101-0033

東京都千代田区神田岩本町1番1 岩本町ビル3階

行政書士事務所 飯田橋綜合法務オフィス

TEL：03-5244-4707/FAX：03-6268-9018

代表者 行政書士 小竹 広光

(2016.5.9Ver)

本書面（計3枚）の記載内容をすべて読み、同意・承諾しましたので、以下のとおり署名捺印致します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印